

福井県立ろう学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

令和2年9月1日改定

【幼・小学部】

1 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、幼児・児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

2 基本理念

- (1) 本校は、幼児・児童が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を重んじ相互に尊重し合う社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、幼児・児童に対して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持たせることに努める。

3 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」幼児・児童を育てる取組み

- (1) 道徳教育・人権教育の推進
各教科、自立活動、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教科・領域を合わせた指導の中で、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てるとともに、自分の大切さと他の人の大切さを認めることができるようになる態度を育てる。
- (2) 体験活動の充実
集団宿泊体験や行事等を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

4 いじめの未然防止のための取組み

- (1) 自尊感情を育む教育活動の推進
一人ひとりが活躍できる学習活動や人との関わり方を身につけるためのトレーニング活動を通して、幼児・児童の自己有用感を高める。
- (2) 幼児・児童への啓発
いじめが絶対に許されない行為であること、観衆や傍観者が及ぼす影響等について集会等において幼児・児童への注意喚起に努める。
- (3) 互いの個性や障害を認め合う学校風土づくり
障害の違いや軽重にかかわらず子どもを受容する指導・支援を行ったり、小学校等や地域との交流及び共同学習を行ったりすることで、幼児・児童一人ひとりが互いに認め合い、励まし合う学校風土づくりを進める。発達段階に応じて、幼少期から規範意識等の醸成に努めるとともに、幼児・児童や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促す。
- (4) 特別な配慮が必要な幼児・児童に対する特性を踏まえた適切な支援を行う。
以下の幼児・児童を含め、特別な配慮が必要な幼児・児童に対して、その特性を踏まえた適切な支援を行う。
 - ①発達障害等の障害のある幼児・児童
 - ②海外から帰国した幼児・児童や外国人の幼児・児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる幼児・児童

- ③性同一性障害や性的指向・性自認に係る幼児・児童
- ④東日本大震災で被災した幼児・児童または原子力発電所事故により避難している幼児・児童
- ⑤新型コロナウイルスなどの感染症に感染または濃厚接触の疑いのある幼児・児童

5 いじめの事案対処のための取組み

(1) 教員間の連携

すべての教員で子どもたちを見守るという視点に立ち、幼児・児童の小さな変化に対しても教員間の連絡を密にすることで、いじめ等の事案対処に努める。その際、けんかやふざけ合いもいじめの芽として捉え、除外しない。

(2) 保護者との連携

連絡帳などにより、日頃から保護者との情報交換を密にすることで、家庭生活における幼児・児童の変化を見逃すことなく、いじめ等の事案対処に努める。

6 いじめの事案対処に向けた取組み

(1) 被害幼児・児童、加害幼児・児童への迅速な対応

複数の関係者からの情報収集および事実確認をした上で、被害幼児・児童の安全を最優先に考え対応する。また、被害幼児・児童が一日も早く安心して学校生活を送れるように努めるとともに、加害幼児・児童に対してはいじめに至った背景等をていねいに聞き取り、本幼児・児童の立ち直りと再発防止に努める。

(2) 保護者との連携

被害幼児・児童および加害幼児・児童の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と今後の指導についての協力を得る。

(3) 外部機関との連携

必要に応じて、特別支援教育センターやこども療育センター等の外部機関と連携を取りながら事案対処に向けた最善の方法を講じる。

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止に関して指導の方策等を協議するために、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、学部主任（幼は状況に応じて）、養護教諭
教育相談担当

(活動) ・いじめ問題対応の年間計画の作成
・校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定
・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの事案対処に向けた取組を行う。

(構成員) 生徒指導主事、学部主任、教育相談担当、クラス担任

(活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定
・当該いじめ事案の対応の経過の確認および対応方針の修正

8 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告する。
- (2) いじめ調査専門委員会が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。

9 学校評価における留意事項等

- (1) いじめ問題に適正に対処するため、必要に応じて学校評価の項目に加え、本校の取組を評価する。
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」幼児・児童を育てる取組やいじめの未然防止のための取組に関すること。
 - ・いじめの事案対処に向けた取組に関すること。
- (2) この基本方針は、本校のホームページに公開する。

【中学部・高等部】

1 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

2 基本理念

- (1) 本校は、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を重んじ相互に尊重し合う社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、生徒に対して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持たせることに努める。

3 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組み

- (1) 道徳教育・人権教育の推進
各教科、自立活動、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教科・領域を合わせた指導の中で、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てるとともに、自分の大切さと他の人の大切さを認めることができるようになる態度を育てる。
- (2) 体験活動の充実
集団宿泊体験や行事等を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

4 いじめの未然防止のための取組み

- (1) 自尊感情を育む教育活動の推進
一人ひとりが活躍できる学習活動や人との関わり方を身につけるためのトレーニング活動を通して、生徒の自己有用感を高める。
- (2) 生徒への啓発
いじめが絶対に許されない行為であること、観衆や傍観者が及ぼす影響等について集会等において生徒への注意喚起に努める。また、SNS等インターネットに係るいじめに関する現状と対策について説明する時間を設定し、生徒への注意喚起に努める。
- (3) 互いの個性や障害を認め合う学校風土づくり
障害の違いや軽重にかかわらず子どもを受容する指導・支援を行ったり、中学校・高等学校や地域との交流及び共同学習を行ったりすることで、生徒一人ひとりが互いに認め合い、励まし合う学校風土づくりを進める。発達段階に応じて、幼少期から規

範意識等の醸成に努めるとともに、生徒や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促す。

(4) 特別な配慮が必要な生徒に対する特性を踏まえた適切な支援を行う。

以下の生徒を含め、特別な配慮が必要な生徒に対して、その特性を踏まえた適切な支援を行う。

- ①発達障害等の障害のある生徒
- ②海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ③性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- ④東日本大震災で被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒
- ⑤新型コロナウイルスなどの感染症に感染または濃厚接触の疑いのある生徒

5 いじめの事案対処のための取組み

(1) 教員間の連携

すべての教員で子どもたちを見守るという視点に立ち、生徒の小さな変化に対しても教員間の連絡を密にすることで、いじめ等の事案対処に努める。その際、けんかやふざけ合いもいじめの芽として捉え、除外しない。

(2) 保護者との連携

連絡帳などにより、日頃から保護者との情報交換を密にすることで、家庭生活における生徒の変化を見逃すことなく、いじめ等の事案対処に努める。

(3) 外部機関との連携

福井警察署（スクールサポーター）や各市町の青少年愛護センター等の外部機関との情報交換を通し、学校外におけるいじめ等問題行動の早期発見に努める。

6 いじめの事案対処に向けた取組み

(1) 被害生徒・加害生徒への迅速な対応

複数の関係者からの情報収集および事実確認をした上で、被害生徒の安全を最優先に考え対応する。また、被害生徒が一日も早く安心して学校生活を送れるように努めるとともに、加害生徒に対してはいじめに至った背景等をていねいに聞き取り、本生徒の立ち直りと再発防止に努める。

(2) 保護者との連携

被害生徒および加害生徒の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と今後の指導についての協力を得る。

(3) 外部機関との連携

必要に応じて、特別支援教育センターや福井警察署（スクールサポーター）、各市町の青少年愛護センター等の外部機関と連携を取りながら事案対処に向けた最善の方法を講じる。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案については、県教育委員会および福井警察署等と連携して対処する。

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止に関して指導の方策等を協議するために、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。

（構成員）校長、教頭、生徒指導主事、学部主任（幼は状況に応じて）

養護教諭、教育相談担当

- (活動)
- ・いじめ問題対応の年間計画の作成
 - ・校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定
 - ・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) **いじめ対応サポート班**

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの事案対処に向けた取組を行う。

(構成員) 生徒指導主事、学部主任、教育相談担当、クラス担任

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・当該いじめ事案の対応の経過の確認および対応方針の修正

8 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告する。
- (2) いじめ調査専門委員会が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。

9 学校評価における留意事項等

- (1) いじめ問題に適正に対処するため、必要に応じて学校評価の項目に加え、本校の取組を評価する。
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組やいじめの未然防止のための取組に関すること。
 - ・いじめの事案対処に向けた取組に関すること。
- (2) この基本方針は、本校のホームページに公開する。